

松阪市屋外広告物規制区域図



18	
27	28
37	38

凡例

都市計画区域

禁止地域 (条例第3条第1項第5号)

禁止地域 (条例第3条第1項)

禁止物件 (条例第4条第1項第5号)

沿道景観地区 (条例第8条第1項)

